

第 15 回 重点分野推進戦略専門調査会 議事録(案)

1 . 日 時 : 平成 14 年 6 月 14 日(金) 13:30 ~ 15:30

2 . 場 所 : 中央合同庁舎 4 号館 4 F 共用第 2 特別会議室

3 . 出 席 者 :

会長	白川 英樹	総合科学技術会議議員
	石井 紫郎	同
	井村 裕夫	同
	黒田 玲子	同
	桑原 洋	同

(専門委員)

相澤 益男	東京工業大学長
池上 徹彦	会津大学長
太田 博	財団法人 日本国際フォーラム参与
川合 真紀	理化学研究所主任研究員
岸 輝雄	物質・材料研究機構理事長
小宮山 宏	東京大学大学院工学系研究科教授
篠沢 恭助	国際協力銀行総裁
杉山 達夫	理化学研究所植物科学研究センター長
中島 尚正	放送大学東京多摩学習センター所長
馬場 錬成	科学ジャーナリスト
藤野 政彦	武田薬品工業株式会社取締役会長
堀田 凱樹	国立遺伝学研究所長
米倉誠一郎	一橋大学イノベーション研究センター教授

4 . 議事次第

開会

議題

(1)平成 15 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針(案)について

(2)その他

閉会

5 . 配付資料

資料 1-1 競争的資金制度改革プロジェクトにおける検討状況
(平成 14 年 5 月 29 日 総合科学技術会議資料)

資料 1-2 産学官連携プロジェクトまとめ(検討中の案の骨子)
(平成 14 年 5 月 29 日 総合科学技術会議資料)

資料 1-3 総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会 中間まとめ(骨子案)
(平成 14 年 5 月 29 日 総合科学技術会議資料)

資料 2 平成 15 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針(案)

資料 3 各分野の動向等

資料 4 第 13 回重点分野推進戦略専門調査会議事録(案)

資料 5 第 14 回重点分野推進戦略専門調査会議事録(案)

参考資料 1-1 平成 15 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針(案)
の概要(平成 14 年 5 月 29 日 総合科学技術会議資料)

参考資料 1-2 平成 15 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針(案)
(平成 14 年 5 月 29 日 総合科学技術会議資料)

参考資料 2 第 18 回総合科学技術会議(平成 14 年 5 月 29 日)における『平成 15
年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針(案)』に対
する議員意見について

参考資料 3 第 18 回総合科学技術会議議事要旨(平成 14 年 5 月 29 日)

6．会議概要

白川会長

ただいまから第 15 回総合科学技術会議重点分野推進戦略専門調査会を開催いたします。

まず、本日の資料の確認を事務局からお願いします。

事務局

(事務局より資料の確認)

白川会長

本日の議題は、「平成 15 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針（案）」についてであります。その他に議事録の確認がありますが、今日は主たる議題はこの議題 1 です。

これまでの経過ですが、先般 5 月 29 日の総合科学技術会議に、前回まで専門委員から出されました御意見を踏まえ、科学技術のシステム改革関連を加えて平成 15 年度の予算、人材の資源配分の方針を案として取りまとめて報告し、御審議をいただきました。これは参考資料 1 - 1 及び 1 - 2 であります。

これに対して参考資料 2 のとおり、5 月 29 日の総合科学技術会議の際に、関係議員から御意見をちょうだいしております。関係議員の意見等を踏まえて、更に各分野の項目について精査を行い、資料 2 を作成いたしました。本日の御議論が、本件に係る最後の会合になります。活発な御議論をちょうだいしたいと思います。

なお、資料 2 の議論に先立ちまして、資料 2 の 4 番目、科学技術システム改革等の部分につきましては関連調査会などで御議論をいただいておりますので、現在の検討内容について冒頭で御説明することといたします。まず資料の 1 - 1 の「競争的資金制度改革プロジェクトにおける検討状況」を事務局より説明願います。

事務局

(事務局より、以下の資料について説明)

資料 1-1 競争的資金制度改革プロジェクトにおける検討状況

(平成 14 年 5 月 29 日 総合科学技術会議資料)

白川会長

続きまして、

資料 1 - 2 は産学官連携プロジェクトのまとめですが、これは検討中の案の骨子で、先月の総合科学技術会議の資料として使われたものです。資料 1 - 3 は知的財産戦略専門調査会の中間まとめの骨子案で、同じく先月の総合科学技術会議の資料で使われたものです。

事務局

(事務局より、以下の資料について説明)

資料 1-2 産学官連携プロジェクトまとめ(検討中の案の骨子)

(平成 14 年 5 月 29 日 総合科学技術会議資料)

資料 1-3 総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会 中間まとめ(骨子案)

(平成 14 年 5 月 29 日 総合科学技術会議資料)

白川会長

続きまして、本日の主たる議題であります「平成 15 年度の科学技術に関する予算、人材の資源配分の方針案」について事務局より説明願います。

事務局

(事務局より、以下の資料について説明)

資料 2 平成 15 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針(案)

(関連資料)

資料 3 各分野の動向等

参考資料 1-1 平成 15 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針(案)の概要(平成 14 年 5 月 29 日 総合科学技術会議資料)

参考資料 1-2 平成 15 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針(案)(平成 14 年 5 月 29 日 総合科学技術会議資料)

参考資料 2 第 18 会総合科学技術会議(平成 14 年 5 月 29 日)における『平成 15 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針(案)』に対する議員意見について

参考資料 3 第 18 会総合科学技術会議議事要旨(平成 14 年 5 月 29 日)

白川会長

これから 1 時間 10 分ほど時間がございます。御討論をお願いしますが、その前に、本日欠席をされています高井専門委員から検討してほしいという意見がございます。

資料 2 の 4 ページ、()「こころの健康と脳に関する基礎的研究推進と精神・神経疾患の予防・治療技術への応用」のところですか。案文は、最近注目されている心

の病気や云々ということですが、心の発達という大切なことが抜けているのではないかということです。これを入れてほしいという御意見ですが、これに関して御意見ございますでしょうか。

小宮山専門委員

大変重要だと思います。

井村議員

高井委員から私のところにも電話が入りまして、最近小学校、中学校で教育が非常に難しくなっているということ、それから英語教育について、日本人は世界の中でも極端に英語の下手な民族になってしまったということを気にしておられます。そういうことから、やはり心の発達をきちんと研究をして、それに基づいて教育を改善していくことが必要であり、是非(“発達”ということを入れた)入れていただきたいということでした。今、小宮山委員も賛成をされましたが、御意見があれば伺った上で修文するかどうか決めたいと思います。

池上専門委員

心の発達ということは、科学的な手法が確立しているのでしょうか。心理学とか、そういったものとは別のやり方を考えておられるのかどうか。

井村議員

もちろん心理学は、一つのアプローチとして現在も重要と思います。

それからもう一つ、高井委員が言われたことは、最近脳研究が非常に進んできて、例えばMRIなどにより脳の発達過程もよくわかってきている。そういう意味では比較的狭い意味の科学的研究が可能になっている。ですから、そういうものを大いに取り入れてやるべきだろうという意見でありました。

堀田専門委員

高井委員の御提案に賛成です。今、御説明がありましたように、現在脳の科学では、人が意識的に作業する際に脳の中でどういう動きをしているかということをも機能MRI法でかなり詳細に見ることができるようになっています。当面は正常な成人の脳の研究が中心ですが、一つの方向としては病気との関係の解析があるとともに、もう一つは脳がどのように発生分化し、そして発達してくるかというところを、最新の技術で研究できる段階になっておりますので、研究の課題としてここでは発達の側面も入れていただくことは良いと思います。

白川会長

この方針は平成 15 年度に重点化するかどうかということですので、これも含めて御考慮いただきたいと思います。

今、小宮山委員、堀田委員から賛同の御意見が寄せられたわけですが、“心の発達”をこの中に入れるとすると文章をかなり考慮しなければいけませんので……。

井村議員

もし入れるとすれば、“心の発達の研究と、心の病気やアルツハイマー病と神経疾患の予防治療技術”というように“と”を入れて区別しないといけないのではないかと。

白川会長

そうですね。文章を並列にして、ここで一旦切ると読めるような形にしておくことが重要だと思います。最終的な文案は会長に一任をさせていただくということで、“心の発達”をここに加えるということで賛成していただけますでしょうか。

では、そのとおりにさせていただきます。

そのほかに、全般的に御意見をいただきたいと思います。

杉山専門委員

15 ページの大学改革の推進に関わるのですが、で事務局からの説明では、具体的には助教授等の職務規定を見直すと、これは任用制であると承ったのですが、その理解でよろしいでしょうか。

事務局

ここでインプライしているのは、学校教育法において、助教授は教授を助けるというところになっている部分でございます。

杉山専門委員

わかりました。では、これについての意見は撤回させていただきます。

白川会長

助教授だけではなくて助手も助教授、教授を助けるということが書かれており、その辺が独立性と少し合わないところがあるから変えた方が望ましいということで

あります。

小宮山専門委員

資料1 - 2の3ページの題目ですが、言葉だけの問題なのか、「中小企業に対する技術指導」と書いてありますが、前の1は産学官の共同研究云々と、要するにこの感覚が問題です。中小企業に対しては技術指導で、あとは産学連携というのは非常におかしい。例えば、この間、荻原鉄工所がリップルウッドに買収されましたけれども、あれは世界に誇る金型の企業であって、そのほかにも今、世界のトップ技術はベンチャーが持っていて、大企業はそれをうまく動員できないからどうしようかといっているような時代背景があるわけで、中小企業に対する“技術指導”という言葉はおかしいと思います。それから、6ページ「大学の経営管理の強化」ですが、この言葉も、我々大学紛争の時代に生きた世代には大変な反発を感じる言葉でして、例えば“大学経営力の強化”ならばわかりますし、“経営責任の明確化”といったようなことでもわかりますが、“経営管理の強化”という言葉は今の時代になじむ言葉ではないと思います。

白川会長

“中小企業の指導強化”と“大学の経営管理の強化”について御意見がございました。

池上専門委員

私も同感で、中小企業は国の研究機関にとって自分たちの成果を使っていただくお客です。この言葉は私も違うという感じがいたします。

それから、もう一つは6ページの“経営管理”ですが、私も管理に非常に抵抗を感じる世代でして、これは経営であれば問題ないだろうと思います。昨年も独立行政法人がスタートする時、ある方が、「これからは管理から経営に変わるんですね」という言い方をされた。ですから、これは“経営管理”というよりはむしろ“経営”という視点で動かしていくという表現が的確ではないかと思います。

馬場専門委員

中小企業の表現に関連してですが、これは多分、今、産業構造の激変で、特に技術移転等により、中国を主体としたところへ産業移転することによって日本の中小企業が瀕死状態に陥っているものが多数ある、そういうものの活性化ということを頭に置いて、こういう文言が出てきたのではないかと私は推測しております。

それと表裏一体の関係ですが、大企業優先の施策、考え方がこれまでであったわけ

で、(今は)そういう時代ではなくなっているわけですが、それが反転した考え方としてこのような表現になっているのではないかと思います。ですから、中小企業を活性化するという政策と、優れた技術を開発しているいわゆるベンチャー企業、中小企業との一体化の話とは別な話ではないかと思います。そこを分けて考えて表記すべきであろうと思います。

白川会長

技術指導ということではなく、活性化という見方から中小企業をこの中に盛り込むことに意義があるということでしょうか。

馬場専門委員

はい。これは、中小企業の活性化に重点を置いたのではないかと推測しているのですが。

事務局

馬場先生からお話のあったような趣旨でこの中小企業のところは書いてございます。要するに、全体を産学官連携の類型に分けてそれぞれ区分しておりますときに、共同研究、受託研究等の問題は主として既成大企業と大学の間で起こるであろう、各地域のいわゆる中小企業、中堅企業等との関係においては、大学から技術を供与したり、コンサルティングに応じたりすることが起こるであろうということが主たる内容になるであろうという想定でそのように書いてありますが、すべての中小企業が技術指導を受ける立場に置かれるということを決め付けるつもりもございませんし、また大学との技術指導の対象が中小企業のみ限定されると決め付けるつもりもございません。表現は途中段階のものでございますので検討しております。

それから、“大学の管理運営”についてですが、“管理”という言葉は削除する方向で既に原案を作成中でございます。

小宮山専門委員

資料2の中で、前々回に御意見を申し上げて十分意を尽くせなかったのだらうと思うのですが、やはり今、“知”の総量というものが莫大になってきておりまして、正しい最適な“知”をいかにして最速に動員するかということが産業競争力の相当重要な基盤になっていると思います。そのことをどこかに書けないか。随分加えてよく書いていただいていると思うのですが、10ページの「分野融合領域への取組の強化」という、例えば下から4行目辺り、「これらは、将来の知の創造と産業応用に大きな可能性を有している」と書いているのですが、将来だけではなく現実の競争

力が、今、申し上げたように最適な“知”というものを如何に素早く動員していくかというところにあるわけですから、そういうことを書き込めないか。

- 例えば、いい表現かどうかわかりませんが、「産業競争力の源泉である適切な知を最速に動員する環境、すなわち知識基盤の構築に寄与し、更にまた将来の知の創造…」と云々といったような形で加えることをお考えいただけないかということをご提案させていただきます。

白川会長

ありがとうございました。取り入れる方向で検討いたします。

岸専門委員

もしそれですと、3ページのもっと大枠の「(2)国家的・社会課題に対応した研究開発の重点化」のところで、先般、“知的基盤”、“国際標準化”、“知的財産”を入れていただいたのですが、この関連でこれとまた少し違うのではと思うのですが。知識を構造化して……。

白川会長

知的基盤の整備とデータベースというようなことをうたっているわけですね。

岸専門委員

それはもう入っています。そのもう少しアドバンスというか、先生の言われるのは、知識を構造化してより早く、要するに無駄な研究ばかりやってはいけないということも含めてやるというような言葉をここに入れることも御検討いただければと思います。

白川会長

そうですね。場所としては、10ページの分野融合領域の初めにそれを入れた方が効果が大きいと思いますが。

事務局

新しい項目を入れることに先生方の御議論を是非お願いしたいのですが、一方でこれを15年度の各省の施策としてきちんと反映していくということが非常に大事になります。ここで書かれたものが15年度の各省の施策として概算要求をされ、それが各省の中でプライオリティが高くて12月に政府予算案としてセットされるということが重要です。文章は文章といたしまして、どういう具体的な施策になる

のか、別途お話をお聞かせいただくことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

白川会長

そういうことでよろしいでしょうか。知的基盤の整備というようなところにも十分対応できるのでないかと思ひます。

相澤専門委員

まず1つ確認ですが、2ページの「基礎研究の推進」の「競争的資金全体の中で一定割合を確保するとともに」ということで、これが平成15年度の基礎研究に対する具体的施策であるとこれを解釈してよろしいですか。

白川会長

そのとおりで結構です。

相澤専門委員

これが基礎研究の受け皿である、あるいは基礎研究推進のプログラムであるということをも具体的に明示するという意味ではないということでしょうか。これは微妙なことかもしれませんが。

白川会長

基本的には、第2期科学技術基本計画の5年の中で競争資金を倍増するという目標を掲げているわけですが、それを更に裏付けると。

相澤専門委員

その枠の中で一定の割合を基礎研究という部分に振り分けるということですね。

白川会長

はい。

事務局

ここは基礎研究のことについてすべて書いてあるものではございません。ここでのポイントは、いわゆる自由な発想に基づく基礎研究ということで、一応念頭に置いてありますのは科研費の世界であります。競争的資金は御案内のとおりいろいろなものがございまして、いわゆるボトムアップ型と称するものとしては、今ほぼ半分でございまして、一定の割合を確保していると。ただ、そのときに評価というこ

とも大事であるという趣旨でございます。

相澤専門委員

第2点ですが、10ページの「分野融合領域への取組の強化」です。前々回でしたか、この分野融合に関しては平成15年度の重要なポイントなので明確にすべきであるということを申し上げております。このような形で明記されることは大変結構ですが、こののところの“分野融合領域への取組の強化”ということと、それから10ページの一番下の“分野融合への対応”ということについてです。ここは主として人材の育成ということですが、この前の案と比べますと11ページの分野融合のところの初めに、以前は重点4分野の具体的な記載があって、その重点分野間の融合を特にここでは推進するというような流れがあったわけですが、それで、初めのの方の分野融合の領域の書き方は、現状よりもかなり前の段階、トラディショナルなディシプリン化された今までの学問領域、その領域間の融合を促進すべきというような書きぶりに見えます。

しかし、もう既にこの科学技術基本計画においてはそれを乗り越えて重点4分野が設定されており、そういう意味ではむしろ次の人材育成の分野融合のとらえの方が、平成15年度対応という意味ではより明確です。

そこで、この項がここにあって入ってきたことが、この相関性をむしろ曖昧にしているのではないだろうかという感じがいたします。具体的にはの paragraphs の下から3行目の「したがって、従来の分野」という、この「従来の」のところが多分、解釈、意味するところの分かれ目ではないかと思っておりますので、少し修文していただいた方がよろしいのではないかと思います。

もう一点は大学改革の推進ということで、15ページのです。これも今回、より具体的に明記される形になってまいりましたが、結論としては、このような具体的な指摘は妥当と思っております。1番目の大学院生に関してはそれほど大きな問題はないかとは思いますが、2番目を助手、助教授という形で限定して任期制導入という形にしてあるところは議論が分かれるのではないかと思います。こういう形で各論について書くべきだということの御意見が強かったからこうなったとは思いますが、もしこういう形で明記されることについて、議論の背景がございましたらお教えいただきたいと思っております。

白川会長

2番目、10ページの分野融合ですが、ここで相澤委員も御指摘のように、前のバージョンでは11ページのところに具体的に分野を書いたわけですが、分野融合は特定の分野に限らず、様々な分野での融合が非常に求められているわけです。10ペ

ージの真ん中の の「分野融合領域への取組の強化」は、現に研究者が研究をしているときの融合の問題です。それから、10 ページの下の(3)の の「分野融合への対応」というのは、例えばバイオインフォマティクスとか、そういう分野融合の結果出てきた新しい分野に関する専門の人材をどう育てるかという問題で、そういう意味では違うということです。

相澤専門委員

分野という言葉が共通して使われているために、その切り分けが非常にわかりにくくなっているのではないかということです。

白川会長

わかりました。それから、3番目の15ページ、大学改革の問題ですが、助手、助教授だけに限定するという点に関しては、できるだけ若いうちにいろいろな環境を経験していただく、そういうことによって創造性を高めるといような議論があったわけです。ですから、3番目の の「教員の公募制徹底と内部昇進の制限」ということと、結び付いた形になっているわけです。

相澤専門委員

ですから、そこも、その次も、助手、助教授としないで教員でよろしいのではないかとということです。

白川会長

そういう議論もあったのですが。

相澤専門委員

ですから、何か議論の背景があってこういう特定をしたのではないかとも思われますので、もし理由があれば別ですが、そうでなければ、むしろこの内容からすると一般論として教員ということで十分意は通じるのではないかと思います。

米倉専門委員

基本的にノンテニユアのシステムをとるといことは今の段階でいいことと思いますが、それだとアメリカ型になってしまうので、助教授の中にアソシエートとアシスタントの2つを設けて、早い段階でこの人はテニユアとして長く研究してもらいたいと思えるような人間をつくるというようなことをやる。助教授といっても幅が広いので、そういうポジションを設ける形で、本当に若いうちに流動化してもら

いたい人と、50歳近い人の区別ができるようなシステム改革も行った方がはっきりしてくるのではないかと思います。

それからもう一つ、余り具体的なことは言わない方がいいとおっしゃられるかもしれませんが、この種の答申がかなり具体的にアクションに結び付いていくことが、今の日本には非常に重要であると私は思います。断固たる措置といったアフーマティブ・アクションを盛り込むという点で、同じ15ページですが、大学発ベンチャーです。これはずっと言われていますが、是非考えていただきたいのは、政府調達や国公立の研究機関が何かある種の調達をするときの数%あるいは10%でもいいのですが、一定の枠は大学発ベンチャーや、創立されて3年未満の企業に限定して調達を行うということです。アメリカで60年代以降に出てきたS B I Cという中小企業促進のときに、そういう小さい企業がただ単純に育てられただけではなく、アメリカの政府調達の一定枠をもらって企業として成立し、なおかつ需要も確保できた。その需要を確保するということが実はかなり重要なポイントですので、こういう答申の中に何%はそういうところから調達する、そして、これはマイノリティを10%雇用するといったように盛り込んでいただけたらと思います。これは逆差別だという意見もありますが、今、日本が変わるというアフーマティブ・アクションから言うと、そうした発想をこういう答申の中に盛り込んでいただけたらと願っています。

白川会長

これは、各省に示す基本方針であって答申ではありません。これまで4回にわたって専門委員の皆さんの意見を取り込み、それから更に各省にも検討してもらいました意見を入れる。総合科学技術会議でも関係閣僚からの意見を取り込む。そういう形ででき上がっているものです。ですから、科学技術に関する予算について各省はこれを忠実に守ってもらうようかなりの頻度で打合せを行っているわけです。

池上専門委員

今の米倉委員の、ある意味では本音の部分の意見に関連して、ここで修文するという話にはならないと思いますが、ポイントはアメリカの場合は民間人が勝手にやってベンチャーが育っているわけです。

ところが、日本の場合は勝手に放っておけば育つかというとそういう環境ではない。ある意味では、いわゆる公的ベンチャーづくりという、世界でも余り類のないことをやるという腹積もりでやっていった方がいいのではないかという気がします。例えば、ベンチャーキャピタリストにとって、アメリカのように多様なベンチャーがあれば、ポートフォリオをつくってリスクを下げるということが出来ますが、ま

だ日本にはそれに見合うようなベンチャーの数もない。となると民間からお金が集まらない。そうすると、いわゆる国、公的資金を導入するような形でやっていかないと当座はだめだろうと思います。

ですから、これは日本独特のアメリカとは違うモデルをつくる必要になるかもしれない。その中に、ひょっとしたら先ほど御指摘があったようなアフーマティブアクションというようなものもあるかもしれない。表現自体については特に反対することはありませんが、これはこれからも更に議論し、具体的なアクションをつくっていくという覚悟が必要ではないかと思います。

馬場専門委員

米倉委員の御意見の関連ですが、こういう文書の中に具体的な実現の方向性をきちんと記載することは重要なことだと思います。これを読むと、例えば“連携を促進する”、“見直しを進める”、あるいは“見直しについて検討する”という文言が散見しておりますが、一体いつ見直しするのかということが全然見えてこない。

今日、夕方官邸で開かれます知的財産戦略会議で大綱が示されて公表されるのではないかと思います。仄聞するにあの大綱の中には何年の通常国会で改正をする、あるいは今年の臨時国会で改正をするという実現目標がきちんと記載されている。つまり、実現するための担保が記載されているという誠にこれまでに見ない大綱の内容になっていると思います。

したがって、今は改革へ取り組む時期ですから、各省に早急に見直しを検討するというような漠然とした言い方で迫るのではなく、一両年中に見直しをして実現をするといった、いわゆる数値目標、実現目標というものをやはり盛り込んでいく努力が必要だと思います。事務局も各省と折衝する場合にそういうことまで詰めて、なるべく文言の中で記載をし、担保としてとるということを是非やっていただきたい。

川合専門委員

重点分野の個別の研究課題については15年度だけを対象とする観点から、特に強化部分を念頭に置いて動いていいとは思いますが。殊、大学や特殊法人のように、15年度、16年度に組織を全部変えるような重大な変革をするでの人材の扱い方というのは1年、2年の話ではなく、今後ずっと続く非常に大切な部分ですので、少し神経質になっておりますが、それを踏まえて意見を言わせていただきます。

現状の大学は純潔主義に陥り流動性がない、というところから発して、採用割合の拡大という表現があるということですので、それをきちんと読めばいいのかもしれませんが、完全に任期制システムだけにしまっていていいのか、というところを今一度よく考える必要があると思います。流動性の確保は非常に重要ですので、こ

ういう施策をここで提案するのはとても大切と思っておりますが、アメリカなどで最近問題になってきている細切れの、しかも期間的にも短期的な戦略だけで研究が進められることによるデメリットも相当出てきています。大きなサイズで、長期戦略でじっくりやらなければいけない研究もありますし、回転を早くした方がよい部分と両方あります。現状で十分確保されていると思っている大きなサイズで長期の研究に当てる部分が、フレキシビリティや流動性というところだけを余りにも強調し過ぎると、逆に失なわれてしまう危険を感じております。大学が16年度に独法化するときこの文言の中だけを重点的に取り上げていくと、過激なのではないかという気もいたします。こういう流動性を高める施策を入れることはもちろんですが、それがすべてではないということをごどこかで読み取れるようにしていただく必要があると思います。

井村議員

この問題は、科学技術システム改革専門調査会の下の産学官連携プロジェクトにおいて、昨年から随分議論をしてきたわけですが。産学官連携を推進する上で大学改革が問題になり、その結果こういう事項が取り上げられてきたわけですが。ここでは産学官連携と大学改革の推進という一つの項目でとりあげておりますが、明年度だけの問題ではないと思っております。

実は前回、数値目標として助教授から教授への昇任を70%以上にはしない、要するに、30%しか内部昇任してはいけないということが書いてあったのですが、数値目標だけを書くのは問題だろうということで、ここでは大学が具体的目標を定めなさいと大分柔らかく表現しているわけです。ですから、そのように読んでいただきたいと思っております。今すぐこれを全部任期制にするということを言っているわけではありません。ご指摘のように、流動性を高めるなどアメリカ型のものを導入すれば一部に弊害が起こる可能性はありますが、日本は世界の中で、そういう面で一番遅れてしまっているというところがあることから、少し過激に言わないと変革が起こらないだろうということでこういう項目が入っているわけです。

したがって、これは次年度の概算要求の参考事項ということで書いているわけですから、いずれこの問題については科学技術システム改革専門調査会でもう少しきっちりと議論をしていかなければならない問題と思っております。

中島専門委員

関連する資料は、資料2の例えば10ページの(3)の「科学技術関係人材の育成・確保」が最も関係が深いと思っております。実はここで様々な観点から人材育成について述べていますが、少し気になりますのは、最近アメリカで女性技術者の育成に関心

が高まっています、NSFが優れた女性技術者が最大限能力を発揮できるような社会の実現を目指したWEC Eプロジェクトなるものに大きな予算を付けて起こして、3年間それを続けて、この4月に膨大な報告書が出ました。総合科学技術会議で女性科学者も含めたことに特に留意したような検討がほかでなされているかどうか。アメリカで既にそういう報告書が出ていて大きな影響力をこれから与えると思いますが、いかがでしょうか。

井村議員

これも科学技術システム改革専門調査会の仕事であります。実はシステム改革というものは問題が多くなかなかそこまで手が回っておりません。科学技術基本計画では女性の研究者を増やすことは非常に重要であるとしておりまして、我々としても非常に重要な課題と考えております。

ただ、具体的な施策についてはまだ十分な議論ができていないものですから、ここには書いていないわけです。この問題は、私は具体的なことをやるべきということを目指しているのですが、なかなか動かないところがあります。

その理由は、1つはやはり子育てなどへのより行き届いた支援ということがあると思うのですが、もう一つは川合先生がいらっしゃるので聞いてみたいのですが、一旦育児のために休んだ人がもう一度研究に復帰する。それをどのように支援したらいいかということも考えなければならない。その施策がまだきっちりできないのです。大学等に施設が十分あればできるのですが、今は狭隘で不十分なものですから、これは具体的にどうやったらいいのか、もう少し検討しなければならないと思っています。

しかし、ずっと仕事を続ける人には支援を、一旦休んだ人でもう一度戻ろうとするときには、その戻るための支援をしていかなければいけないのではないかと思います。川合先生の御意見を伺いたいと思います。

川合専門委員

前にも井村先生のいらっしゃる委員会で申し上げたのですが、これは科学者だけに当てはめていいのかどうかという問題は残りますが、続けていないと第一線に戻ることは非常に難しいということはおなたにもおわかりになると思います。続けるためには非常にお金がかかるということがあります。やはり1人で3役はできない、2役はできないということで、子どもを育てながら何かやろうと思えばだれかの手を借りるわけですから、そのための援助金のようなものができればかなり様子は変わるのではないかという意見を私は以前から持っています。

もう一つは、一度辞めた方が復帰するためのプログラムです。キャリアをつける

ための再出発に際し、子どもを預けたり、様々な知識を仕入れたりすることはなかなかできないわけです。そういうところは学会等の協力を得られれば、多少先端知識に触れる機会を得やすくするという事はできると思います。後半の方は科学者がコミュニティの中で解決できるものが大分あるように思っています。

白川会長

どうもありがとうございました。それでは、それ以外の問題についてどうぞ。

杉山専門委員

先ほどの任期制の導入については別のところでディスカスされるということですが、先ほども(指摘)されていますように、わが国は余りにも立ち遅れているので強調すべきと思います。

ただ、私の周囲の経験から、幾つか足を引く社会的な要因がある。例えば、ローンが借りられないといったハンディキャップがあるということですので、こういった方針を出すからには、国は経済的、社会的な障壁を軽減する努力をしなければいけないと思います。

池上専門委員

今の問題に関連するのですが、国立大学が非公務員化する、大学法人になるということはある意味では非常にいいチャンスではないかと考えております。極論かもしれませんが、そのときに再雇用をするというようなことをおっしゃると随分変わるのではないかと。再雇用というのは、現在の人と再契約をする。それは制度上、既得権益などを維持するとかどうかという話は別にして、例えばそのときに必要な雇用の20%は他機関から取る。これは流動化に関係するわけです。また、例えば5%くらいは減らず、こういうチャンスをとらえて再雇用するという事で検討されますと、もう少し前向きに進むのではないかと考えております。これは雇用の問題だと思いますが、是非システム改革の方でも、むしろ御検討いただきたい。実は企業でも中のマインドを変えるには再雇用というやり方がどうも一番やさしい方法だという経験が背景にあります。

ご参考までに、最近ロシアですら先生の任期は5年で再契約をするとしたそうです。

白川会長

今、検討していただいている平成15年度の科学技術に関する予算・人材の資源配分方針としてはなじまないと思います。科学技術システム改革専門調査会などで議論をしていただくということによろしいですか。

藤野専門委員

細かいことですが、14ページの です。これはポスドク、大学院生等に給与を研究費から支出するとなっていますが、これは“給与”よりは“奨学金”と書いた方がよろしいのではないかという感じがします。もしこれを“給与”と書いておくと、また何か変なユニオンができたりしたら困るのではないかという感じがしますが、いかがですか。

白川会長

確かに“給与”という言葉は“月給”という感じもしますが、文部科学省でも大学院生などにティーチング・アシスタントなどの対価を“給与”と称しても差し支えないということがあったものですから、この言葉をそのまま使っているわけです。

馬場専門委員

19ページに「知的特区」というものがありますが、知的特区構想というものは何か、説明していただきたいのですが。

井村議員

実は、先月の総合科学技術会議で総理が発案されたことです。それは、現在様々な経済特区の議論が進んでいます。産業特区や、農業特区が出てきていますが、知的な特区ということは考えられませんかという話が総理から出ました。何をやるのかということは非常に難しい問題だと思っております。現在規制緩和のみで特区をやっていきたいという方針も出ています。もう一つは税制の問題もありますが、それには触れない。それから、研究支援も直にはこれと結び付けないとされています。規制緩和で研究が進みやすくするようなことが何かできないだろうかということです。まだ先月の総合科学技術会議で言われたものですから、十分議論をする暇がありません。ここではそういう構想について検討をするということだけを書いておきます。

いくつかの問題があると思いますが、その一つが地財法(地方財政再建促進特別措置法)ですね。

この法律で地方自治体から国立大学や国立の研究機関等は物をもらってはいけないことになっております。そうすると、地方自治体が産業クラスターなり知的クラスターをつくって、そこへ大学のエクステンションが欲しいと思ってもそれが持てないということがあります。今、幾つかの規制を洗い出しまして、それでどういうことができるのかということを検討しているところです。

白川会長

もう少し補足いたしますと、本日配布してあります参考資料3「第18回総合科学技術会議議事要旨」の9ページに小泉議長の発言として、特区のようなものを検討し、産学官の連携をもっと生かすようにしてはどうかというものがあります。その発言の背景には、閣僚の議論が若干ありましたので、合わせてお読みいただければ御理解いただけるとと思います。

相澤専門委員

単に言葉の表現の問題です。1ページ目の書き出し3行目、今回のキャッチフレーズになる「安心・安全で質の高い生活」というところですが、ここに「豊かな」という言葉が後のまとめには入っているので、これはそろえておいた方がよろしいのではないかという単純なことです。それからもう一つ、20ページの「6.」の上から4行目の「国民にわかりやすく説明し、対話を通じて」というところで、ここに“対話”という言葉が入っているのですが、これは何か特別の意味があつてのことでしょうか。ここだけ唐突な感じがいたします。

事務局

ここの部分は具体的には難しいことですが、基本計画の中でもやはり双方向のコミュニケーションを大事にしながら社会と科学技術の関連を深めていくという考え方がはっきり打ち出され、その流れがずっときておりました、実は昨年もうたいました。なかなか施策として難しいのですが、そういう基本的な考え方があったものですから、引き続きその方向で努力するつもりでいるということです。

白川会長

最初の部分、「安心・安全で質の高い」は、20ページの「6.」の2行目は「質の高い豊かな生活」という、その「豊かな」が最初の1ページでは抜けているということで統一した方がよろしいという御意見でしたか。

相澤専門委員

そうです。

池上専門委員

それはかなり昔、議論した記憶があります。それまでは豊か、豊かでやってきましたが、そうするとお金がたくさんあればいいという話になるのではないかという

ことで、“質の高い”ということは“豊か”のもう一つ上の概念ということでたしか入れた記憶があります。ですから、後ろの方は削った方がいい。

相澤専門委員

どちらでも統一していただければと思います。

白川会長

御指摘ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

馬場専門委員

先ほどの知的特区の話ですが、こういう発想が出てくるのは政治家のいわゆる動物的勘みたいなもので、私は非常に魅力ある発想だと思います。したがって、社会の実態に合わないような不合理な規制というものが多数存在するわけですから、こういうものをつくって見直しのための規制を洗い出していく。それを普遍化していくということは非常に意味があると思います。それで、知的クラスターというような構想を文部科学省でも進めている訳で、例えばその中の一つを知的特区として指定してこういう構想を進めるという取り組みは非常に意味があると思います。ですから、是非この動物的勘を実現方向へ向かって進めてもらいたいと思います。

白川会長

ありがとうございます。確かに、法律を変えれば良いのですが、なかなかそこまではいけないということで、地域を限ってまず実施をしてみる。それで、その効果を見極めてどんどん広げていくということだろうと思います。これは本当に受け入れられるかどうかわかりません。未知のところがたくさんあると思いますが、文部科学省の知的クラスター、それから経済産業省の産業クラスターがありますが、そこどう関わるかということがこれから議論を要するところだろうと思います。

川合専門委員

ささいな例かもしれませんが、人の流動化を図っておきながら研究施設や、設備、知的権利その他がそれぞれの場所に固定してしまうのでは矛盾している。そんなところもこういう特区的な中で少し検討いただけると良いのではないかという気はいたします。

白川会長

御指摘のとおり、中でも議論があったところです。

池上専門委員

実は、知的特区はたしか科学技術庁のとき、4年か5年くらい前に提案をしたことがございます。これは、新たな科学技術振興等を具体的に進めようと思いましたが、規制や縦割りの問題などが実際にはあるだろう。そういうものを外したものを、つくってみたらいいのではないかということです。

ただ、ここまできますと、我々が今、一生懸命やっていることが失敗したらと考えるといいのではないかという話で、すぐ実現しようとするのは少々きつい感じがいたします。我々は、そういうものをつくらなくてもできるようにしたいと考えて努力しているわけです。

ただ、やはり馬場委員がおっしゃいましたように、最後にどうしてもできないのであれば、むしろ知的特区というのはある地域にお金を入れるということではなく、研究者が横通しで一番いいというものをとにかくやらせてみるという意味だと思えます。我々が失敗したらいくということと並行して、どこかで一応検討してみるのはいかがでしょうかと思います。

馬場専門委員

こういう新しい試みをする場合に、失敗をおそれてはならないということだと思います。失敗してもいいと思います。失敗した場合には、なぜ失敗したのかということをも明確に総括すればいいことであって、大胆にやるべきだと思います。

小宮山専門委員

もう一つ、要するに非常に複雑になっておりまして、どういうことが問題になるのか、予測が十分できないと思うのです。今、法律を変えればと白川先生はおっしゃられましたが、1つ変えても動かないのです。本当によく知っている人であれば、あそこをこうやってこうやるとできるということであっても、普通の人にはできない訳です。ですから、何が規制で、どこが規制によってできないのかということが予測不能なくらいたくさん規制がある。動くと思っても動かない。ですから、どこかで実験してみて、その結果、何が問題なのかを明らかにしていくといったことが必要なのであって、是非これはやるべきだと思います。

白川会長

当然障害となっているところを洗い出すことが必要で、それをまず考えるということ。更にそれで終わるのではなく、実際に運営してみて、そこでまた新たな問題を解決をするということがよろしいのではないかと思います。

勇気づけられる御発言をいただきまして、大変心強く思っております。

桑原議員

今回はこれで結構だと私は思っておりますが、総括してみても何か日本で新しいものが出ているだろうかと考えてみると、一方でフロントランナーと言いながら全体はセカンドランナーになっている感覚が強い。ですから、15年度は中間の3年目を迎えるので、来年の重点分野には日本が誇れるようなものがあるような形を1年かけて皆様とともに考えるべきではないかと強く感じます。新しい学問体系も出てきて良いような気もいたしますし、また新しい融合のところで技術が出てきて良い気もいたしますし、一言で言うと日本発というものを幾つか誇って語れるようにしたいものだと強く感じましたので一言申し述べました。

池上専門委員

もう一つ、18ページに「研究開発型特殊法人等の改革の円滑な推進」と書いてございまして、やはり全体のトーンが国立大学中心になっているような感じを受けます。今これからのいろいろ研究のやり方を変えていこうと考えていった場合、むしろこれまで国と関係していた、例えば既に独立行政法人になった研究所や、ここに書いてあるような研究開発型特殊法人ですが、実はここを如何にうまく生かすかということが鍵ではないかと思えます。

ところが、国に関連した研究機関については、いつも性悪説的な発想で見られておりまして、彼らをどうにかしてつぶすなり、減らすなりしなければいけないという感じがあって、非常に不満です。ある意味では大学の研究成果を使うことよりは、今までプロとして研究者としてやってきたグループの集合である特殊法人関連、ここに書いてあるものや、あるいは既にスタートした独立行政法人の改革を期待し、支援してやろうということがあって良いような気がいたします。

どうも公務員の方は身内に対してそういう意味で厳しくて、切るならばまず身内から切っていこうという感じがして、そこはおかしいのではないかと感じております。むしろ例えば、今回独立行政法人になった研究所は、大学が法人化する上での水先案内役をするくらいの気持ちを持たせるようなものにしていただかないと、やはり税金の無駄遣いではないかという感じがいたします。

白川会長

御意見ありがとうございました。

まだ御議論があると思いますが、本日の議論はこれまでとして、本日御議論いただいたことを踏まえまして、大臣と総合科学技術会議有識者議員で更に検討をした

上で、今月開催される総合科学技術会議に報告したいと考えております。

本日の議論を踏まえた本件の取扱い、文言その他、会長に一任をいただきたいと思います。と思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

白川会長

それでは、議題1はこれまでといたしまして、議題2のその他として、前回及び前々回の議事録案があります。資料4が第13回、それから資料5が第14回の議事録案です。少し遅くなりましたけれども、発言の内容を各委員及び議員に確認をいただきましたので、これを公表するということとさせていただきます。

それから、本日使いました資料の取扱いについてですが、これは今までどおりすべて公表をするということにいたしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

それでは、公表をさせていただくことにいたします。

冒頭申し上げましたように、平成15年度の科学技術に関する予算・人材等の資源配分の方針についての検討は今回をもって終了することになります。次回以降のスケジュールですが、今のところまだ決まっておりません。決まり次第、事務局からお知らせいたしますので、その節にはまたお集まりいただければと思います。

今後の重点分野推進戦略専門調査会ですが、科学技術に関する予算・人材その他、資源配分の重点化を着実に行うために、重点分野の推進戦略に関する調査検討を行う役目を持っております。今回で終了した訳ですが、現実に平成14年度の予算は今、動いているわけです。それをフォローアップするということもありますし、それから8月の末に平成15年度の概算要求を経て年末の政府予算案の作成に至るわけです。そういった予算編成の過程で、必要に応じて科学技術に関する項目の調査検討を行うということで柔軟に対応したいと考えております。

したがって、今後どのようになるか、今の時点でいつ開催をするかということとはわかりませんが、追ってまたその必要がありましたら通知を差し上げるということにいたしたいと思います。

本日は活発な御議論をありがとうございました。これで終了したいと思います。